

# 青森県報

第二千九百三三号

平成二十年  
三月五日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境政策課)……………一  
青森県営農高等学校規則の一部を改正する規則……………(構造政策課)……………一

### 告 示

保安林の指定施業要件の変更……………(林政課)……………二

右 同……………(同)……………二  
右 同……………(同)……………三  
右 同……………(同)……………三  
右 同……………(同)……………三

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則第三条第二項の規定により知事が指定する採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置……………(水産振興課)……………四  
都市計画事業の認可……………(都市計画課)……………五

右 同……………(同)……………六  
右 同……………(同)……………六  
都市計画事業計画の変更認可……………(同)……………六

右 同……………(同)……………六  
漁船保険付保義務の発生……………(下北地域民局)……………七

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行……………(建築住宅課)……………七

### 出先機関

土地改良事業施行の同意……………(三八地域民局)……………八  
右 同……………(同)……………八

### 選挙管理委員会

青森県知事選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨……………(事務局)……………九  
個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正……………(同)……………二

## 規 則

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第四号

#### 青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

青森県環境影響評価条例施行規則(平成十二年六月青森県規則第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号ト中「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に改める。  
別表第一第一号イ中「第二条第六号」を「第二条第七号」に、「同条第七号」を「同条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県営農高等学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五号

青森県営農大校規則の一部を改正する規則

青森県営農大校規則（昭和五十五年三月青森県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出しを「(卒業証書等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の学生は、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年六月二十一日文部省告示第八十四号）第二条の規定により専門士（農業専門課程）と称することができる。

第四号様式中「四」を「四」と改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字内真部字内真部山二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字鶴ヶ坂字鶴ヶ坂山一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字前田字前田山一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字横内字前岳一の七、字八重菊八〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字新城字平岡一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字新城字平岡一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第百四十七号

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成八年十二月青森県規則第百十一号）第三条第二項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関

する法律（平成八年法律第七十七号）第十七条第三項の規定による報告を行う者が入力する入出力装置を次のとおり指定し、平成十四年九月二十四日青森県告示第四百五十一号（青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則第三条第二項の規定により知事が指定する採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置）は、廃止する。

平成二十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

入出力装置の管理者の名称	入出力装置の設置場所
深浦漁業協同組合	西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三六四の一
風合瀬漁業協同組合	西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一四五の七先
新深浦町漁業協同組合	西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六の一
鰺ヶ沢漁業協同組合	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇〇
下前漁業協同組合	北津軽郡中泊町大字小泊字下前二〇七の一
小泊漁業協同組合	北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根一二八
竜飛今別漁業協同組合	東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜一 竜飛今別漁業協同組合竜飛支所
三厩村漁業協同組合	東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町九
外ヶ浜漁業協同組合	東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高一五の三地先

後潟漁業協同組合	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本一四七 外ヶ浜漁業協同組合蟹田支所
野辺地町漁業協同組合	青森市大字六枚橋字磯打二二
脇野沢村漁業協同組合	上北郡野辺地町字野辺地四七八
佐井村漁業協同組合	むつ市脇野沢本村無番地
奥戸漁業協同組合	下北郡佐井村大字佐井字糠森一四四の一
大間漁業協同組合	下北郡大間町大字奥戸字奥戸村一七三先
蛇浦漁業協同組合	下北郡大間町大字大間字下手法五九の三
易国間漁業協同組合	下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦九六
下風呂漁業協同組合	下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂一二七
大畑町漁業協同組合	むつ市大畑町湊村一九一
関根浜漁業協同組合	むつ市大字関根字前浜一四三
石持漁業協同組合	下北郡東通村大字蒲野沢字石持四二
野牛漁業協同組合	下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二五一
岩屋漁業協同組合	下北郡東通村大字岩屋字往来一五〇の八
尻屋漁業協同組合	下北郡東通村大字尻屋字山根六一の二
尻芳漁業協同組合	下北郡東通村大字尻芳字安部三六の一
小田野沢漁業協同組合	下北郡東通村大字小田野沢字浜通七八の二三

白糠漁業協同組合	下北郡東通村大字白糠字向流一〇九
泊漁業協同組合	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山九九三の二
六ヶ所村海水漁業協同組合	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附一二四九
三沢市漁業協同組合	三沢市港町一丁目一
八戸みなと漁業協同組合	八戸市大字白銀町字三島下一〇一
株式会社八戸魚市場	八戸市大字鮫町字日ノ出町四

青森県告示第百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画公園事業を平成二十年二月二十五日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
青森市
- 二 都市計画事業の種類  
青森都市計画公園事業（二・二・五十八号石江東公園）
- 三 事業施行期間  
平成二十年三月三日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分  
青森県青森市大字石江字高間地内
  - 2 使用の部分  
なし

青森県告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画公園事業を平成二十年二月二十五日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画公園事業（二・二・六十一号鳴滝南公園）

三 事業施行期間

平成二十年三月三日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県青森市大字大野字鳴滝地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画公園事業を平成二十年二月二十五日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画公園事業（二・二・六十二号今井公園）

三 事業施行期間

平成二十年三月三日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県青森市大字大野字今井地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を平成二十年二月二十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業（三・四・十六号油川岡町線）

三 事業施行期間

平成六年二月七日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画道路事業の事業計画の変更を平成二十年二月二十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画道路事業(三・四・八号白銀沼館環状線外三線)

三 事業施行期間

平成十五年五月二日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第百五十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
むつ市川内町高野川一〇番地二 むつ市川内町田野沢一六九番地二〇 むつ市川内町松川稲沢八番地二	川内
船橋元吉 坂井勝儀 橋本力太郎	

公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

平成二十年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則(昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号)第十四条の規定により公告する。

平成二十年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十年七月六日(日) 午前十時から

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十年九月十四日(日) 午前十一時三十分から

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十年七月二十七日(日) 午前十時から

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十年十月十二日(日) 午前十一時三十分から

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

二 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込受付期間

平成二十年四月一日(火) から同月七日(月) まで

(二) 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaenic.jp/>) に おいて、必要な事項を入力し申込みこと。

2 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込書受付期間

平成二十年四月十四日(月) から同月十八日(金) まで(ただし、八戸市での受付は同月十五日(火) までとする。)

(二) 受験申込書受付場所

(1) 青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

(2) 八戸市一番町一丁目九の二二 八戸地域産業振興センターユートリー

(三) 受験申込書類及び添付書類等

(1) 受験申込書(受験申込前六月以内に撮影した縦五・五センチメートル、横四センチメートルの無帽、無背景、正面上三分身を写した証明写真をちよう付したもの)

(2) 受験資格があることを証明する学校卒業証明書、検定合格証明書、その他

(3) 実務経験についての証明書

(4) 受験申込用紙の請求先

社団法人青森県建築士会・建築士会各支部へ請求すること

三 合格発表

1 二級建築士試験

(一) 学科試験 平成二十年八月二十六日頃

(二) 設計製図試験 平成二十年十二月四日頃

2 木造建築士試験

(一) 学科試験 平成二十年九月九日頃

(二) 設計製図試験 平成二十年十二月四日頃

四 その他

試験に関する問い合わせについては、社団法人青森県建築士会(電話〇一七 七三 二八七八) に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法第十五条の十七第一項の都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

### 出 先 機 関

土地改良事業施行の同意

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、八戸市に係る次の土地改良事業の施行に平成二十年二月十九日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成二十年三月五日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

一 事業名 基盤整備促進

二 地区名 福田地

土地改良事業施行の同意

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、五戸町に係る次の土地改良事業の施行に平成二十年二月十九日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成二十年三月五日



- 一 事業名 基盤整備促進
- 二 地区名 蛭川

二八地域県民局長 中 島 勝 彦

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定により、平成十九年六月三日執行の青森県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成二十年三月五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

#### 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年6月3日執行青森県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 32,494,700円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	三村 申吾	所属党派	無 所 属	期 間
出納責任者氏名	山内 英樹			平成19年 3月 1日から 平成19年 6月 18日まで 第1回分

収入	支出
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)	
主たる寄附	円
自由民主党 政 党	人件費 5,061,000
日本公認会計士 政治団体	家屋費 7,332,030
政治連盟	選挙事務所費 7,332,030
青森県医薬品配 置薬業連盟	集合会場費 0
青森県不動産政 治連盟	通信費 441,052
青森県医師連盟	交通費 180,150
全国商工政治連 盟	印刷費 2,618,390
その他の寄附 395件	広告費 930,300
その他の収入	文具費 314,244
15,000,000	食糧費 469,518
2,585,000	休泊費 416,735
20,435,000	雑 費 539,786
0	今回 計 18,303,205
20,435,000	前回 計 0
0	総 計 18,303,205

報告書受理年月日	平成19年6月18日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者 氏名	堀 幸光	所属党派	日本共産党	期 間	平成19年 5月 7日から 平成19年 6月 9日まで 第1回分
出納責任者氏名	小山内 勇一				

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出 人件費	円
日本共産党青森 県委員会	政 党	480,602	家屋費	67,000
			選挙事務所費	67,000
			集合同会場費	0
			通信費	40,000
			交通費	0
			印刷費	2,551,190
			広告費	100,000
			文具費	15,000
			食糧費	802
			宿泊費	0
			雑 費	10,000
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回 計		480,602	今回 計	2,783,992
前回 計		0	前回 計	0
総 計		480,602	総 計	2,783,992
報告書受理年月日	平成19年6月18日		第1回報告分	

候補者 氏名	西谷美智子	所属党派	無 所 属	期 間	平成19年 5月 17日から 平成19年 6月 15日まで 第1回分
出納責任者氏名	西谷 美智子				

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出 人件費	円
		円	家屋費	54,000
			選挙事務所費	54,000
			集合同会場費	0
			通信費	650
			交通費	105,130
			印刷費	1,320,000
			広告費	226,000
			文具費	39,707
			食糧費	167,785
			宿泊費	42,340
			雑 費	38,328
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		7,289,535		
今回 計		7,289,535	今回 計	2,679,740
前回 計		0	前回 計	0
総 計		7,289,535	総 計	2,679,740
報告書受理年月日	平成19年6月20日		第1回報告分	

青森県選挙管理委員会告示第十三号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

表中

八戸市総合福祉会館	〃	根城八丁目八の一五五	を
八戸市総合福祉会館	〃	根城八丁目八の一五五	
八戸市島守コミュニティセンター	八〃	南郷区大字島守字小山田	に改める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭